

特許権	判決年月日	令和4年1月11日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	令和2年(行ケ)第10128号		
○ 名称を「安否確認システム、受信機、安否確認方法及びプログラム」とする発明について、審決には、一致点の認定を誤った結果、相違点を看過した誤りがあるとして、審決を取り消した事例。				

(事件類型) 審決(拒絶)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特願2015-106553号

(審決) 不服2019-14345号

判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「安否確認システム、受信機、安否確認方法及びプログラム」とする本願発明についての拒絶査定不服審判請求不成立審決に対する取消訴訟である。本件審決の理由の要旨は、本願発明は、引用発明及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたなどというものである。原告は、取消事由として、一致点の認定誤りを主張した。

2 本判決は、以下のとおり判示して本件審決を取り消した。

(1) 本願発明における「施設内での設置箇所に係るID番号」の技術的意義

本願発明の安否確認システムは、クラウド環境下における安否確認システムであって、クラウドを構成するサーバと、設置された施設及び前記施設内での設置箇所に係る位置ID番号が予め前記サーバに登録され、点灯又は消灯に応じて電波を発信する照明装置と、前記照明装置からの前記電波を受信し、前記位置ID番号に係る問い合わせを前記サーバに行う受信機と、を備え、前記サーバが、前記受信機からの前記位置ID番号に基づき、予め定められた条件に応じて、前記照明装置の点灯又は消灯に係る情報を見守り対象者の安否情報として見守り者の外部端末に通報することを特徴とする、という発明である。

そして、本願発明は、照明装置が発信装置を備え、この発信装置から発信された「設置された施設及び前記施設内での設置箇所に係るID番号」(居間、トイレ、寝室等の各部屋を識別できる情報。明細書にいう「内部管理ID番号」)に基づいて、照明装置の設置箇所(部屋)を識別し、この識別した設置箇所に応じた安否通知ルールに従って安否判定を行うものであり、安否判定に、照明装置の設置箇所(具体的には居間、トイレ、寝室等の各部屋)という位置情報を利用するものと認められる。

(2) 引用発明における「検出部ID」の技術的意義

特開2011-29778号公報(引用文献1)に基づき認定される引用発明は、

照明器具と一対一で接続された電源タップ４から、送信機３を経由して、計測データ及び「検出部ＩＤ」等が送信され、これらの情報に基づいて、照明器具の稼働状況が警戒状況判定条件に該当するかを判定するものである。

引用発明の「検出部ＩＤ」は、住居内で「電源タップ４」を一意に識別する符号であるものの、引用文献１には、前記「検出部ＩＤ」が「電源タップ４」の設置箇所を表す情報と関連するものであることは一切記載されていない。また、電源タップの一般的な使用形態を参酌すると、電源タップを住居内のどこに設置してどのような電気機器に接続するかは、当該電源タップを利用する者が任意に決められるものと解される。

引用文献１では、「電源タップ４」に照明器具が接続される態様も開示されているものの、照明器具は、居間、トイレ、寝室等、住居内のあらゆる箇所で用いられるものであり、よって、当該照明器具に接続される電源タップの設置箇所も住居内のあらゆる場所が想定されるものであるから、「検出部ＩＤ」により「電源タップ４」を一意に識別しても、それは「電源タップ４」の識別にとどまるものであって、当該「電源タップ４」の設置箇所も識別できるとする根拠は見出せない。

すなわち、「電源タップ４」の「検出部ＩＤ」から住居内の設置箇所を識別するためには、「検出部ＩＤ」と当該「電源タップ４」の住居内での設置箇所とを対応付けた何らかの付加的情報が必要である。「電源タップ４」の「検出部ＩＤ」という、電源タップを一意に識別する符号から、当該「電源タップ４」の設置箇所を識別することができる、と認めることはできない。

- (3) 以上によれば、引用発明の「検出部ＩＤ」は、「電源タップ４」の住居内での設置箇所を識別するものではないから、本願発明の位置情報のうち、住居内における設置箇所を特定する「内部管理ＩＤ番号」（具体的には居間、トイレ、寝室等の各部屋）とは技術的意義を異にする。

それにもかかわらず、本件審決は、引用発明の「検出部ＩＤ」は本願発明の「内部管理ＩＤ番号」に相当するとして、「施設内での設置箇所に係るＩＤ番号」が安否確認に用いられることを一致点の認定に含めている。本件審決には、このように一致点の認定を誤った結果、相違点を看過した誤りがあり、この誤りは本件審決の結論に影響を及ぼす。

以上